

No. 8

制 度 名	生活保護費負担金	主管課名	福祉人材・指導課 保護 G					
		問合せ先	029-301-3164					
目的・趣旨	生活保護法第 73 条の規定に基づき、居住地がないか又は明らかでない被保護者に対し市が支弁した保護費のうち 4 分の 1 を負担する。							
〔対象団体〕 市 〔対象事業〕 ① 居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の 4 分の 1 ② 宿所提供施設又は児童福祉法第 38 条に規定する母子生活支援施設にある被保護者につきこれらの施設の所在する市が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の 4 分の 1 ③ 居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市が支弁した就労自立給付金費の 4 分の 1 ④ 宿所提供施設又は母子生活支援施設にある被保護者につきこれらの施設の所在する市が支弁した就労自立給付金の 4 分の 1 〔補助要件等〕 生活保護法第 73 条による 〔対象経費〕 生活保護法第 73 条による 〔補助限度額等〕 市が支弁した保護費のうちの 4 分の 1 〔経費負担割合〕 4 分の 1								
区 分		国	県	市町村	その他			
市が支弁した保護費の 4 分の 1			実費					
〔令和 7 年度当初予算額〕 742,466 千円		〔令和 7 年度補助対象団体〕 該当者の有無による（四半期毎に決定）						
〔備考〕 市からの申請に基づき決定								